

介護保健施設サービスに関する重要事項説明書
＜令和 6 年 6 月以降適用＞

1. 施設の概要

1) 施設の名称など

- ・法人名 医療法人社団宝徳会
- ・施設名 介護老人保健施設ケアセンター池田の街
- ・管理者名 施設長 小山 澄美子
- ・開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- ・介護保険指定番号 2254280090
- ・所在地 静岡県静岡市駿河区池田 185-1
- ・電話番号 054-267-2211
- ・FAX 番号 054-267-2700
- ・ホームページ URL <http://www.houtoku-kai.or.jp/>

2) 関連病院

- ・法人名 医療法人社団宝徳会
- ・病院名 小鹿病院
- ・管理者名 院長 中村 拓郎
- ・病院種別 医療保険型療養病床
- ・診療科目 内科・リハビリテーション科
- ・病床数 148 床
- ・開設年月日 平成 7 年 5 月 1 日
- ・所在地 静岡市駿河区小鹿 1633 番地 1
- ・電話番号 054-264-8000
- ・FAX 番号 054-264-8282

3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（以下単に「利用者」という）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めています。

[介護老人保健施設ケアセンター池田の街の運営方針]

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスの提供に努めます。

- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な関係をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は契約者に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

4) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
医 師	1	1		医学的評価・日常健診・利用者、職員の健康管理・協力病院との連携
薬剤師		1		調剤・服薬指導
看護職員	10 以上	2 以上	2	生活障害評価・介護サービス計画の作成・看護・介護等
介護職員	27 以上	2 以上	4	
支援相談員	3(兼務)			利用者、親族からの相談援助・苦情処理・市町との連携・レクリエーションの計画等
理学療法士	2 以上(兼務)			リハビリテーションプログラムの作成 機能訓練の実施指導
作業療法士	2 以上(兼務)			
言語聴覚士	1(兼務)			
あん摩マッサージ師	1(兼務)			
管理栄養士	1(兼務)			献立の作成・栄養管理・指導等
介護支援専門員	3(兼務)			施設サービス計画の作成
事務職員	3(兼務)			保険請求・庶務等一般事務
介護助手	2 以上			身体介護以外の利用者援助や環境整備等

5) 入所定員等 ・定 員 110 名

・療養室 個室 14 室、2 床室 12 室、4 床室 18 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事サービス（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ・朝食 午前 7 時 30 分
 - ・昼食 午後 0 時 00 分
 - ・夕食 午後 6 時 00 分
- ③ 入浴サービス（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽に対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護サービス（退所時の支援も行ないます。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- ⑦ 生活指導・相談援助サービス
- ⑧ 理髪サービス（原則毎月2回実施します。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 介護サービス費（ご利用者負担分）のご案内

●3-1 介護保健施設サービス費について（※現行は太枠になります。）

項 目	区 分	1 割負担	2 割負担	備 考
①介護保健施設 サービス費Ⅰ（ⅰ） 基本型	要介護1	792 円/日	1,583 円/日	個室利用の場合
	要介護2	842 円/日	1,685 円/日	
	要介護3	914 円/日	1,828 円/日	
	要介護4	975 円/日	1,950 円/日	
	要介護5	1,029 円/日	2,058 円/日	
②介護保健施設 サービス費Ⅰ（ⅱ） 基本型	要介護1	870 円/日	1,740 円/日	個室利用の場合 ※厚生労働大臣が定める 施設基準に該当したとき
	要介護2	953 円/日	1,906 円/日	
	要介護3	1,025 円/日	2,049 円/日	
	要介護4	1,087 円/日	2,175 円/日	
	要介護5	1,148 円/日	2,296 円/日	
③介護保健施設 サービス費Ⅰ（ⅲ）	要介護1	875 円/日	1,751 円/日	多床室（2床室、4床室） 利用の場合
	要介護2	931 円/日	1,861 円/日	
	要介護3	1,002 円/日	2,005 円/日	
	要介護4	1,061 円/日	2,122 円/日	
	要介護5	1,117 円/日	2,235 円/日	
④介護保健施設 サービス費Ⅰ（ⅳ）	要介護1	962 円/日	1,923 円/日	多床室（2床室、4床室） 利用の場合 ※厚生労働大臣が定める 施設基準に該当したとき
	要介護2	1,046 円/日	2,091 円/日	
	要介護3	1,119 円/日	2,239 円/日	
	要介護4	1,184 円/日	2,367 円/日	
	要介護5	1,242 円/日	2,484 円/日	

※地域加算（1単位＝10.27円）、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（7.5%加算）による端数処理を行いますので、日額と月額には差異が生じます。

●3-2 加算項目等について（原則として算定する項目には○印してあります）

項 目	1 割負担	2 割負担	備 考
身体拘束廃止未実施減算	—	—	すべて実施しており

安全管理体制未実施減算		—	—	減算に該当ありません
高齢者虐待防止措置未実施減算				
業務継続計画未策定減算				
栄養マネジメント未実施減算		—	—	
○夜勤職員配置加算		26 円/日	53 円/日	
○短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ		285 円/回	570 円/回	入所から 3 ヶ月以内
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ		221 円/回	442 円/回	入所から 3 ヶ月以内
外泊時費用		400 円/日	799 円/日	6 日を限度とする
外泊時在宅サービス利用費用		883 円/日	1,766 円/日	
ターミナル ケア加算	死亡日前 31～45 日	79 円/日	159 円/日	利用者の状況に合わせ 適宜算定
	死亡日前 4～30 日	177 円/日	353 円/日	
	死亡日前 2～3 日	1,005 円/日	2,009 円/日	
	死亡日	2,098 円/日	4,195 円/日	
初期加算Ⅰ		66 円/日	132 円/日	入所日より 30 日間に限る
○初期加算Ⅱ		33 円/日	66 円/日	入所日より 30 日間に限る
○退所時栄養情報加算		77 円/回	155 円/回	
再入所時栄養連携加算		221 円/回	442 円/回	
入所前後訪問指導加算Ⅰ		497 円/回	994 円/回	
○入所前後訪問指導加算Ⅱ		530 円/回	1,060 円/回	
施行的退所時指導加算		442 円/回	883 円/回	
退所時情報提供加算Ⅰ		552 円/回	1,104 円/回	
退所時情報提供加算Ⅱ		276 円/回	552 円/回	
入退所前連携加算Ⅰ		662 円/回	1,325 円/回	
入退所前連携加算Ⅱ		442 円/回	883 円/回	
訪問看護指示加算		331 円/回	662 円/回	
協力医療機関連携加算Ⅰ		110 円/月	221 円/月	令和 7 年以降減額
協力医療機関連携加算Ⅱ		6 円/月	11 円/月	令和 7 年度から
栄養マネジメント強化加算		12 円/日	24 円/日	
経口移行加算		31 円/日	62 円/日	利用者の状況に合わせ 適宜算定
経口維持加算Ⅰ		442 円/月	883 円/月	
経口維持加算Ⅱ		110 円/月	221 円/月	
口腔衛生管理加算Ⅰ		99 円/月	199 円/月	利用者の状況に合わせ 適宜算定
口腔衛生管理加算Ⅱ		121 円/月	243 円/月	
療養食加算 1 日 3 回を限度		7 円/回	13 円/回	医師の指示により算定
○在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ		56 円/日	113 円/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ		56 円/日	113 円/日	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ イ		155 円/回	309 円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ ロ		77 円/回	155 円/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ		265 円/回	530 円/回	

かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	110 円/回	221 円/回	
緊急時治療管理	572 円/日	1,144 円/日	
特定治療	老人保健法の規定による医療に要する費用の額に準じます。		
所定疾患施設療養費Ⅰ 7日を限度	264 円/日	528 円/日	状態に合わせ適宜算定
所定疾患施設療養費Ⅱ 10日を限度	530 円/日	1,060 円/日	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3 円/日	7 円/日	いずれかを加算
認知症専門ケア加算Ⅱ	4 円/日	9 円/日	
○リハマネ計画書情報加算Ⅰ	59 円/月	117 円/月	
リハマネ計画書情報加算Ⅱ	36 円/月	73 円/月	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/月	7 円/月	利用者の状況に合わせ 適宜算定
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14 円/月	29 円/月	
排せつ支援加算Ⅰ	11 円/月	22 円/月	利用者の状況に合わせ 適宜算定
排せつ支援加算Ⅱ	17 円/月	33 円/月	
排せつ支援加算Ⅲ	22 円/月	44 円/月	
自立支援推進加算	331 円/月	662 円/月	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	44 円/月	88 円/月	いずれかを加算
○科学的介護推進体制加算Ⅱ	66 円/月	132 円/月	
○安全対策体制加算	22 円/回	44 円/回	入所中 1 回のみ
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11 円/回	22 円/回	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6 円/回	11 円/回	
新興感染症等施設療養費 1 月に 5 回限度	265 円/回	530 円/回	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	110 円/月	221 円/月	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/月	22 円/月	
○サービス提供体制強化加算Ⅰ	24 円/日	49 円/日	職員のうち介護福祉士等 の割合に応じていずれか
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円/日	40 円/日	

※ご利用状況及び施設の体制状況等により、上記の介護保健施設サービス費（●3-1）に加算します。
※地域加算（1 単位＝10.27 円）及び介護職員等処遇改善加算Ⅰ（7.5%加算）による端数処理を行います
ので、日額と月額には差異が生じます。

4. 介護サービス費以外の利用料金表

●4-1 食費及び居住費について（非課税）

項 目	料 金	備 考（※）
居住費＜個室＞	1,800 円/日	室料と光熱水費相当。外泊期間中においても当該居室を確保し他の用途に使用しない場合は算定します。
居住費＜多床室＞	550 円/日	光熱水費相当。外泊期間中においても当該居室を確保し他の用途に使用しない場合は算定します。
食 費	1,920 円/日	食材料費と調理費相当

※食費及び居住費の負担については、利用者ご本人の属する世帯所得が一定額以下の方には、その世帯の条件により三段階（第一段階～第三段階）の軽減措置があります。

・対象となるのは、主に市県民税の非課税世帯の方です。（ご本人が非課税であっても世帯非課税でな

い場合は原則として対象とはなりません。)

- ・また、課税世帯であっても高齢者世帯（高齢者夫婦などの世帯で、単身世帯を除く）そのうちお1人以上が施設を利用し、個室利用料などを支払うと、ご自宅に残った方の生計が成り立たない場合などに、軽減措置が受けられることがあります。
- ・これらの軽減措置の対象になるには市町の認定が必要です。対象になるかどうか、またどの段階の措置が受けられるかについては施設では判りかねますので市町にお問い合わせ下さい。
- ・軽減措置の認定を受けた場合は必ず施設にご連絡いただき、認定証を提示してください。

●4-2 その他利用者の選択による利用料金表（消費税込み）

項 目	料 金	備 考	○選択
日用品費（非課税）	260 円/日	ティッシュ・おしぼり・シャンプー等	
教養娯楽費（非課税）	200 円/日	レクリエーション材料代等	
特別な室料	個室 2,200 円/日 2 床室 1,100 円/日	外泊期間中においても当該居室を確保し他の用途に使用しない場合は算定します。	
業者洗濯料	550 円/1 ネット	業者委託料の実費分として	
ドライクリーニング料	240～400 円/枚	ウール製品など業者委託料の実費分として	
施設内洗濯料	55～110 円/枚	汚物汚れなど施設内で緊急に洗濯する場合	
理髪料	2,200 円/回	カットのみの対応です。	
テレビ貸出料	220 円/日	電気料込み。2 人部屋にテレビを設置します。	
健康管理費	3,300～11,000 円	予防接種など	都度
文書料	5,500～11,000 円	健康診断書、死亡診断書など	都度
行事費	実費相当分	各種イベント等に参加された場合	都度
死亡時処置料	11,000 円	死後の身支度など処置料として	都度
諸手続き手数料	3,300 円	情報開示、領収書再発行の手続きなど	都度
コピー代	55～110 円	白黒またはカラーによる実費	都度

5. 協力医療機関等

1) 協力医療機関の名称及び住所等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名 称	静岡済生会総合病院
	住 所	静岡市駿河区小鹿 1 丁目 1 番 1 号
	電話番号	054-285-6171
協力歯科医療機関	名 称	やよい歯科醫院
	住 所	静岡市駿河区中村町 12-3
	電話番号	054-281-0048

2) 緊急時の連絡先

入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び契約者が指定するものに対し、緊急連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会は午前 10 時から午後 8 時とします。
- ② 面会の方は各階サービスステーション前の面会簿に必ずご記入ください。
- ③ 外出・外泊の際には事前にサービスステーションに所定の用紙で届けてください。
- ④ 外出・外泊の際の施設入退出時間は午前 9 時から午後 8 時までとします。
- ⑤ 飲酒・喫煙は原則禁止です。
- ⑥ 利用者の火気取扱いは禁止とさせていただきます。
- ⑦ 設備・備品の利用方法等がお分かりにならない時は職員にお尋ねいただき、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が発生した場合には修理費をいただくことがあります。
- ⑧ 所持品・備品等の持ち込みについては職員にご相談の上ご持参下さい。また、持ち物には必ず名前をお付けください。
- ⑨ 多額の金銭・貴重品はお持ちにならないでください。小額でも持ち込む場合は原則として利用者及び利用者の親族が管理し盗難や紛失に留意してください。万一紛失の際、施設は責任を負いかねます。
- ⑩ 利用者への飲食物の差し入れは、疾患の増悪や誤嚥の危険に配慮するため、お持ちになられた際は必ず施設職員にご連絡いただくとともに、ご親族等が同席の際のみ召し上がりください。
- ⑪ 他の利用者に対しては物品・食品等の提供を絶対になさらないでください。
- ⑫ 外出・外泊時等の施設外での医療機関の受診には当施設医師の紹介状が初診時・再診時に必要です。必ず事前に職員にご相談ください。
- ⑬ 施設や職員に対して金品・謝礼等のお心付けは固くお断りしています。もし、お持ちになられてもお受取りできない規則としています。

7. 日常災害対策

1) 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース、避難用スロープ

2) 防災訓練

法律で定められている年 2 回の訓練を実施しています。

3) エレベーター点検

毎月 1 回の遠隔点検及び 3 ヶ月ごとの実地点検を行っています。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他利用者への迷惑行為、特定の政治活動、火器取り扱い」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談について

1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受付けします。

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員、看護職員、介護職員又は医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
- ② 直接下記の相談窓口へ申し出ていただく事もできます。

苦情受付担当者	ケアコーディネーター	054-267-2211
---------	------------	--------------

静岡市の窓口	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	054-221-1088
国保連の窓口	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590

2) 即時対応ができない事項につきましては、利用者又は苦情申立者との話し合いの場を設け、検討していきます。

3) 具体的対応をとり、利用者又は苦情申立者より了解を得られますよう努力します。

10. 第三者評価の実施の有無

福祉サービス第三者評価事業は、利用者又はその家族に対し、利用者のサービス選択に資するとされています。

- ①第三者評価実施の有無：なし
- ②実施した直近の年月日：なし
- ③実施した評価機関の名称：なし
- ④評価結果の開示状況：なし

11. 個人情報の利用目的

利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めています。

1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔当施設での利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・親族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3) その他の利用目的〔当施設での利用に係る利用目的〕

① 当施設の管理運営業務のうち

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当施設において行われる学生の実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究

4) その他の利用目的〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

① 当施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関への情報提供